

『お知らせ』

緊急事態宣言の延長に伴う亀岡市新型コロナウイルス感染症対策本部からの指示に基づき、亀岡市総合福祉センター施設使用について、下記のとおり条件付きで使用できます。

《期間》

- ・令和3年6月1日（火）～同年6月20日（日）

《定員について》

- ・定員の50%以内でお願いします。

《利用時間について》

- ・午前9時から午後8時までとします。夜間区分の利用料金は半額とします。

《新型コロナ感染対策を理由とする取消しについて》

- ・施設利用日が上記期間の取消しは全額還付とします。
- ・取消しの申し出は、利用日の使用区分開始時間までとします。

※使用区分開始時間

午前	9:00	午後	1:00	夜間	6:00
----	------	----	------	----	------

※利用日が6月21日（月）以降分は、通常通りの取扱いで、取消される場合は7日前までに取消届を提出されましたら、承認後、5割相当額を還付いたします。

《電話対応について》

- ・上記期間の受付時間は午前9時～午後8時までです。（日曜日は午後5時まで）
- ・上記期間の利用申請・取消・変更については電話受けで対応し、宣言解除後速やかに書類を提出してください。（必要な書類は確認してください。）

令和3年5月31日

ご不明な点はお問い合わせください。
亀岡市総合福祉センター 24-0294